



# 第4次田辺市地域福祉計画

概要版



誰一人取り残されない 「地域共生社会の実現」を目指して





令和4年3月 田辺市

## 計画策定の趣旨

わが国では、少子高齢化・人口減少といった社会構造の変化や、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大等により、個人や世帯単位で複合的な福祉課題を抱えるケースが顕在化してきており、包括的な支援が求められています。

こうしたことを踏まえ、国では「地域共生社会の実現」を掲げるとともに社会福祉法を改正し、市町村は地域福祉計画の策定を通じて包括的な支援体制の整備に努めることと規定しました。

本市においても、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て、地域の生活 課題を明らかにするとともに、それを解決するために必要なサービスの内容、体 制を計画的に整備するため、第4次地域福祉計画を策定します。

## 地域共生社会とは



厚生労働省では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という 関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代 や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共 に創っていく社会を「地域共生社会」と提唱しています。



出典:厚生労働省ホームページ(mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/)

厚生労働省ホームページ (mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/) をもとに田辺市保健福祉部福祉課作成

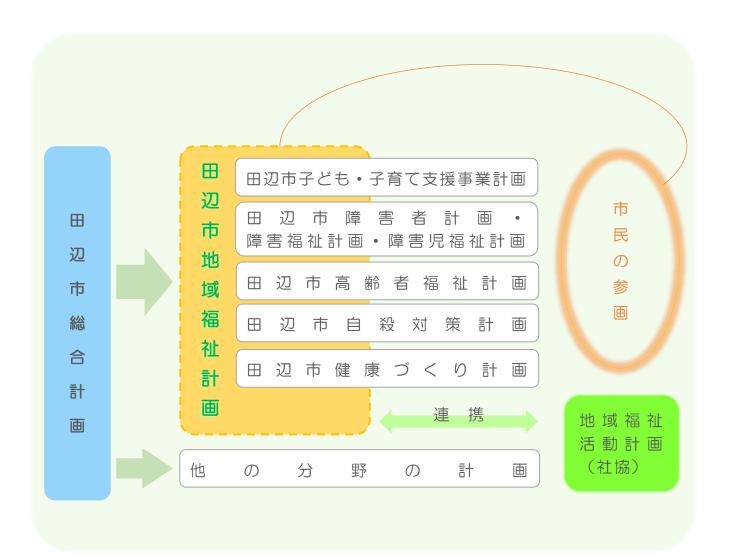
## 第4次田辺市地域福祉計画の位置付け



社会福祉法に規定されている「市町村地域福祉計画」に位置付けられるものであるとともに、本市のまちづくりの基本指針である、「第2次田辺市総合計画」の「まちづくりの基本方向」に示された「希望」、「安心」を具体化するための計画です。

さらに、保健福祉分野において、高齢者、障害者、児童などの対象者ごとに策 定している各個別計画の「上位計画」に位置付けられるものです。

また、社協においても、「地域福祉活動計画」が策定されています。この計画と地域福祉計画は理念や方向性を共有し、地域福祉を推進するための両輪の役割を果たしていく計画となります。



## 地域福祉計画の理念と目標



第4次地域福祉計画では、これまでの計画の理念と目標を継承しつつ、SDGs (持続可能な開発目標)の理念なども踏まえながら、以下のとおりとします。

## 1. 地域福祉計画の理念

誰一人取り残されない「地域共生社会の実現」を目指して一自治と協働に基づく暮らしやすい地域づくり一

## 2. 地域福祉計画の目標

#### 誰一人取り残されない

- 〇私たちの暮らしは、令和 2 (2020) 年初頭に国内での感染が初めて確認された 新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、様々な困難が生じています。
- ○そうした生活上の様々な困難を、その人やその家族・世帯の問題とするのではなく、誰一人取り残されることがない社会を目指して、地域として取り組んでいく ことが求められます。

#### 地域共生社会の実現

- ○私たちの地域には、様々な住民が生活しています。そうした多様な住民の誰もが、人としての尊厳が尊重され、生きがいや役割を持って暮らしていける地域に していかなければなりません。
- ○そのためにも国の政策で推進されている「包括的支援体制」を構築していくため に、より精力的に取り組んでいく必要があります。

#### 自治と協働に基づく地域づくり

- 〇人口減少・少子高齢化が進展し、今後、本市の地域福祉を取り巻く環境において もこれまで以上に厳しい状況が予測されます。
- ○それだけに、本市で暮らし、働き、活動している住民や各種の機関・団体、企業 などが「協働」し、「私たちのことは私たちで考え、行動していく」というよう に自治的に地域づくりを進めていく必要があります。

## 地域福祉の構築に向けた課題と方策

アンケート調査や意見交換会を実施して福祉課題の把握に努めるとともに、その 課題解決に向けた方策を次のとおり体系化しました。

1

課

題

- ●必要な情報を共有できるようにすることが必要
- ●福祉課題を発見するための仕組みが必要
- ●包括的・総合的に分野を横断して、寄り添いながら支援できる体制の整備が必要
- ●さまざまな機関(多機関)が連携して対応できる仕組みが必要

方策

## 包括的な相談支援体制の構築

福祉課題を早期発見できる仕組みづくりや、関係機関と連携して包括的・総合的・分野横断的に相談を受け、寄り添いながら支援できる体制の整備に努めます。

2

課

題

●近所同士のつながりが希薄化しており、地域づくりに向けた取組が必要

- ●見守りやサロン活動など「たなべあんしんネットワーク」が一層活性化 していけるような支援が必要
- ●住民による福祉活動と制度的サービスとの連携・協働が必要

方 策

## 地域づくり・地域におけるネットワークづくりの推進

住民主体の福祉活動のさらなる活性化に向け、「たなべあんしんネットワーク活動」の支援を行うとともに、各種法制度で縦割りに整備されてきた福祉サービスを分野横断的にネットワーク化できるよう取り組みます。

3

課

題

- ●就労支援や生きづらさへの支援、移動支援など住民一人ひとりの生活課題に応じて、包括的に支援できる体制の整備が必要
- ●自殺予防や生活困窮者に対する支援、移送サービスなど、制度的な対応 と地域における様々な福祉活動が連携し、地域ぐるみの取組を推進する ことが必要

## 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化

方策

個々の住民やその世帯の抱えている地域生活課題の解決に向け、地域福祉に関する各種サービスや福祉活動を、年齢や属性にとらわれることなく、分野横断的に包括化して支援ができるよう地域福祉的な再編に努めます。

4

課題

●高齢者や障害のある方で、各種行政手続、福祉・医療サービスの利用手 続、金銭管理等に不安を抱えている方がおり、支援が必要

方策

#### 成年後見制度の利用促進(田辺市成年後見制度利用促進基本計画)

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより判断能力が十分でない人の権利を守り、財産管理や生活・療養に必要な手続等を支援して本人を保護するため、制度の周知・啓発や窓口機能の強化を図ります。

5

課

題

- ●福祉活動者の高齢化や後継者が不足していることから、ボランタリー (自発的)に福祉活動へ参加する市民を増やしていくことが必要
- ●福祉専門職として働く人材の確保が課題
- ●人権教育を含めて地域で福祉を学ぶ機会が必要

方策

## 福祉を支えるひとづくり

学校や地域を拠点とした福祉教育の推進や、相談窓口の機能強化等により、ボランティアをはじめとする福祉の担い手づくりと社会参画の促進を図ります。

6

課

題

●高齢化が進展しているため利便性が高く、だれもが安心して暮らせるま ちづくりの推進が必要

●災害時の要配慮者の支援体制づくりや移送支援の仕組みなども含めて、 インクルーシブ(包摂的)な社会の実現に向けた取組が必要

## 福祉のまちづくりの展開

方策

障害の有無や年齢、性別、人種などで差別されることなく、対等な社会のメンバーとして相互に承認し、それぞれに社会的な役割を担い合うような社会(インクルーシブな社会)の実現に向け行動するとともに、ユニバーサルデザイン化を推進します。

7

課

題

- ●防災を不安に感じている市民が多く、福祉関係等活動者では特にその傾向が強い
- ●「避難行動要支援者名簿」について、名簿掲載者本人もそのことを認識 していない傾向が認められるなど、その普及啓発と災害時に有効に機能 するような取組が必要
- ●災害時の避難訓練など発災時の具体的な支援活動についての練習が必要
- ●防災グッズや備蓄食糧など、平素からの備えに関する広報・啓発が必要

方策

#### 地域を基盤とした防災活動の推進

避難行動要支援者名簿の作成をはじめとする要配慮者への支援体制整備を推進するとともに、各地域での防災啓発活動や防災訓練に取り組みます。

# 地 域 福 祉 計 画 の 推 進 体 制

地域福祉計画の策定 (第4次計画)

市民活動団体等 の活動報告

> 田辺市の施策の 展開について報告

"田辺市地域福祉推進委員会" による進行管理

一構成員 一民生委員・児童委員、自治会、学識経験者等

各報告に対する 委員からの評価

委員からの地域福祉 の推進に関する提言

# 第 4 次田辺市地域福祉計画 概要版

発 行:田辺市

編 集:田辺市保健福祉部福祉課庶務係

住 所:〒646-0028

和歌山県田辺市高雄一丁目 23 番 1 号

電 話:0739-26-4900 F A X:0739-26-4914 発行年月:令和4年3月